

秋田市告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年12月23日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
21021	手形十七流29号線	手形字蛇野187番地先		
		手形字十七流55番地先		
21022	手形十七流30号線	手形字十七流208番1地先		
		手形字蛇野4番地先		
21023	手形十七流31号線	手形字十七流74番地先		
		手形字蛇野151番地先		
21024	二ツ屋一丁目16号線	仁井田二ツ屋一丁目248番12地先		
		仁井田二ツ屋一丁目248番7地先		
60890	新屋寿町14号線	新屋寿町319番68地先		
		新屋寿町319番88地先		
60891	新屋豊町17号線	新屋豊町464番17地先		
		新屋豊町464番9地先		

2 縦覧期間

令和3年12月23日から令和4年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和3年12月29日から令和4年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで